

# コメ・コメ加工品輸出推進事業実施要領

制 定：令和7年2月3日 6全米輸第121号

## 第1 趣旨

この要領は、一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（以下「全米輸」という。）が農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうちコメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業公募要領（令和6年12月3日付け6農産第3340号農林水産省農産局長通知）別表1第1の1の事業の補助事業者に採択され交付決定があったことを受け、当該事業の取組を推進する際の、事業計画申請及び補助金の受領等に必要な手続き等を定める。

本事業の推進に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱（令和4年12月2日付け4輸国第3859号農林水産事務次官依命通知）及びコメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業実施要領（令和3年1月28日2政統第1927号農林水産省政策統括官通知。以下「実施要領」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

## 第2 用語の定義

### 1 戦略的輸出事業者

戦略的輸出事業者とは、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」（平成29年9月8日公表。以下「KKP」という。）において、飛躍的な輸出目標を掲げ、コメ輸出の戦略的な拡大に取り組む輸出事業者として、農林水産省ホームページに掲載・特定された者をいう。

【参考：[https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/kome\\_yusyutu/kome\\_yusyutu.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/kome_yusyutu/kome_yusyutu.html)】

### 2 品目団体

品目団体とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）第43条第6項に基づき、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定。以下「輸出拡大実行戦略」という。）において輸出重点品目として選定さ

れている「コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品」の認定農林水産物・食品輸出促進団体として認定された団体をいう。

### 3 戦略的輸出基地（産地）

戦略的輸出基地（産地）とは、KKPにおいて、輸出産地としての取組方針を掲げ、輸出用米の安定的な生産に取り組む産地（法人・団体等）として、農林水産省ホームページに掲載・特定された者をいう。

【参考：[https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/kome\\_yusyutu/kome\\_yusyutu.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/kome_yusyutu/kome_yusyutu.html)】

### 4 新市場開拓用米

新市場開拓用米とは、新市場開拓用として需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の2に定める新規需要米取組計画の認定を受けるものをいう。

## 第3 事業の内容

本事業の事業内容は、別表1の第1欄に掲げるとおりとする。

## 第4 補助対象経費等

### 1 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表2に掲げるとおりとする。

ただし、借上げ費について、リースを行う場合にあつては、リース料助成金の額は、次の算式①により算出するものとし、借り上げる機器等のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあつては、算式②によるものとする。

算式①：助成金の額＝リース価格（税抜き）×1／2以内

算式②：助成金の額＝リース価格（税抜き）×（リース期間／法定耐用年数）×1／2以内

この場合のリース期間は、当該機器等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース期間を365日で除した数値の小数点以下第3位を四捨五入して小数第2位で表した数値である。また、申請額は、算出された額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

### 2 申請できない経費

1の規定にかかわらず、次の経費は、本事業の実施に必要であっても、申請できないものとする。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月ぎめの給与、賞与、退職金その他

各種手当)

- (2) 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (3) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）
- (4) 飲食費（会議における茶、コーヒー等簡素な茶菓代を含む。）
- (5) 査証又はパスポートの取得及び傷害保険等任意保険（本事業の実施に要する適切な価格の損害賠償保険料を除く。）の加入に要する経費
- (6) 宿泊施設（ホテル）の付加サービス（ミニバー、ランドリー、電話、インターネット等）の利用に要する経費
- (7) 本事業の実施に限らず使用できる汎用性の高い機器（パソコン、タブレット、携帯電話、Wi-Fi ルーター、プリンター、デジタルカメラ等）に要する経費
- (8) 戦略的輸出事業者が実施する他の事業と区分できない経費
- (9) 本事業の実施に要した経費であることを証明することができない経費
- (10) 国（農林水産省、他省庁）の補助を受けている取組に係る経費

## 第5 事業の成果目標

成果目標は、事業終了年度から起算して3年以内に達成するものとする。また、成果目標は、事業計画に記載するものとする。

## 第6 補助率

本事業の補助率については、別表1の第3欄に掲げるとおりとする。ただし、前述の記載にかかわらずテストマーケティングに係る経費の補助率は2分の1以内、見本市・商談会への出展等費用の補助率については別表3のとおりとする。

## 第7 事業計画提出のための要件

1 事業計画を提出する者は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 戦略的輸出事業者であること。
- (2) 戦略的輸出事業者が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち戦略的輸出事業者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) 戦略的輸出事業者にあっては、KKPにおいて、2025年の輸出拡大に向けた

目標及び具体的な販売戦略を設定、提出済みであること。

(5) 戦略的輸出事業者にあつては、農林水産物・食品輸出プロジェクト（以下「GFP」という。）に登録していること。

【参考：<https://www.gfp1.maff.go.jp/entry/>】

(6) 戦略的輸出事業者（第11の2に定める管理運営者を含む。）にあつては、本補助事業に関して、国の行政機関の職員又は全米輸の職員が行う調査又は検査に対して協力すること。

(7) 戦略的輸出事業者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

(8) 環境負荷低減のチェックシート（様式8号）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを全米輸に提出すること。

2 事業計画の取組要件は、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 新たな販売先・用途等に係る取組

戦略的輸出事業者の取組が、新たな国・地域向けの輸出に係るものであるなど新たな販売先・用途等に係るものであること。

(2) 販売拡大等により一定以上輸出を増加させる取組

戦略的輸出事業者の事業計画において、令和7年における事業実施国・地域向けの目標数量が対前年比8パーセント以上増加するものであり、かつ、販路が確保されているなど目標達成に向けたものとして妥当性のある事業計画であること。

## 第8 事業実施手続

### 1 事業計画の申請

戦略的輸出事業者は、「事業計画の承認申請」（様式1-1号）及び関係書類（添付書類を含む）を作成し、全米輸に提出する。

### 2 事業計画の審査

全米輸は、戦略的輸出事業者が提出した事業計画について別紙1又は別紙2に掲げる審査基準に基づき審査を行い、農林水産省と協議の上、事業計画を採択する。

ただし、全米輸が審査の過程において、戦略的輸出事業者の輸出実績や業務実態を鑑み、事業計画の事業規模が明らかに過大であると判断した場合、若しくは

事業計画の取組内容等が、過去に全米輸に提出された事業計画（採択・不採択に関わらない。）と同じ内容であると判断した場合は、原則、当該事業計画は採用しない。

### 3 審査結果の通知

全米輸は、2の審査結果を「事業計画の審査結果」（様式1-2号又は様式1-3号）により戦略的輸出事業者に通知する。

### 4 事業の着手

事業の着手は、原則として、1の事業計画の承認の日からとする。

### 5 事業計画の変更、申請及び承認

事業計画を変更する場合又は中止若しくは廃止する場合は、「事業計画の変更（中止又は廃止）の承認申請について」（様式2-1号）を全米輸に提出する。また、出展予定であった見本市・商談会等の主催者から開催中止若しくは廃止の通知を受けるなど、事業計画の中止又は廃止の要因となりうる事態が生じた場合は、「事業計画の変更（中止又は廃止）の承認申請について」（様式2-1号）の提出前に全米輸に速やかに連絡する。

全米輸は戦略的輸出事業者から提出があった書類を審査、農林水産省と協議し、その内容が妥当であると認められるときは、取組毎に承認した金額の範囲内で、事業計画の変更（中止又は廃止）を承認し、「事業計画の変更（中止又は廃止）の承認通知」（様式2-2号）により戦略的輸出事業者に通知する。なお、事業計画の変更の承認なく変更して実施された取組に係る経費は補助対象外とする。

### 6 事業の委託

(1) 戦略的輸出事業者は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項については、様式1-1号の3の「9. 積算内訳」の「事業の委託」及び「備考」の欄に記載することにより、全米輸の承認を得るものとする。

① 委託先が決定している場合は委託先名

② 委託する事業の内容及びそれに要する経費の積算

(2) 戦略的輸出事業者は、委託先及び委託に要する経費について、原則として、3社以上の相見積もりを取り、その中で最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠とするものとする。

相見積もりを取らない場合、又は最低価格を提示した者を選定しない場合には、その選定理由を明らかにした理由書を提出するものとする。

(3) 戦略的輸出事業者は、委託契約書の作成に当たっては、委託内容を具体的に明記するとともに、原則として、当該委託契約に伴う全ての権利を戦略的輸出事業者に帰属させるものとする。その上で、委託した業務が終了したかどうかを委託先が作成した報告書等により確認するものとする。

## 7 補助金支払の申請

(1) 3により、承認の通知を受けた戦略的輸出事業者は、事業完了後速やかに「結果報告書提出及び支払申請書」(様式3-1号)を作成し、全米輸に提出するものとする。

なお、第7の2の(2)に該当する取組にあつては、災害その他やむを得ない理由がなく、事業実施国・地域向け輸出実績が事業計画の目標を達成できなかったときは、「結果報告書」(様式3-2号)を作成し、全米輸に提出するものとする。

(2) 戦略的輸出事業者等は、(1)の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(3) (2)のただし書により補助金支払の申請をした戦略的輸出事業者は、(1)の規定に基づく「結果報告書提出及び支払申請書」を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した戦略的輸出事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を「消費税仕入控除税額報告書」(様式4号)により速やかに全米輸に報告するとともに、全米輸の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年の5月31日までに、同様式により全米輸に報告しなければならない。

(4) 戦略的輸出事業者は、(1)の申請書を提出するに当たって、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額(以下「海外付加価値税」という。)について還付を受けている場合は、これを減額して申請しなければならない。なお、戦略的輸出事業者は、全米輸への補助金支払の申請後又は全米輸による補助金支払後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、(3)に準じて全米輸に報告するとともに、全米輸の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(5) 全米輸は、(1)の「結果報告書提出及び支払申請書」の提出があつたときは、

審査の上、補助金を支払うべき額を確定したときは「支払通知書」(様式3-3号又は様式3-4号)により戦略的輸出事業者に補助金の支払通知を行うものとする。

なお、第7の2の(2)に該当する取組であって、当該国・地域向け輸出実績が事業計画の目標を達成できなかった場合は支援対象外とする。ただし、災害その他事業開始時点では予期できない事態が生じ輸出が困難となるなどやむを得ない状況となった場合は、令和7(8)年における事業実施国・地域向けの目標数量を令和6(7)年の同国・地域向けの輸出実績を下回らない範囲で修正の上、当該修正後の目標数量を達成することで支援対象となることができる。

(6) (5)のただし書により目標数量の修正を行う場合は、戦略的輸出事業者は(1)の補助金支払の申請の前にやむを得ない状況に係る説明を添えて、「事業計画の変更の承認申請について」(様式2-1号)を全米輸に提出する。

全米輸は戦略的輸出事業者から提出があった書類を審査、農林水産省と協議し、その内容が妥当であると認められるときは、事業計画の変更を承認し、「事業計画の変更の承認通知」(様式2-2号)により戦略的輸出事業者に通知する。

(7) 戦略的輸出事業者は、(5)の規定による額の支払通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったことにより補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、全米輸に対し当該経費を減額して作成した「結果報告書提出及び支払申請書」(様式3-1号)を(1)に準じて提出するものとする。

(8) 全米輸は、(7)に基づき「結果報告書提出及び支払申請書」の提出を受けた場合は、(5)に準じて改めて額の確定を行うものとする。

また、全米輸は、戦略的輸出事業者に支払うべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(9) (8)の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

## 8 事業遅延の届出

戦略的輸出事業者は、本事業が予定の期間内に完了しない場合又は本事業の遂行が困難となった場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は、補助事業の遂行が困難となった理由及び事業計画の中止又は廃止の承認申請(様式2-1号)を速やかに全米輸に提出しなければならない。

## 第9 事業結果等の報告

### 1 事業結果の報告

戦略的輸出事業者は、原則として、事業終了後速やかに事業計画に準じて、「事業結果報告（取組毎の個表）」（様式3-1号の1）を作成し、事業の一環として作成した報告書を添付の上、全米輸に提出するものとする。また、第8の7の（1）の支払申請書の提出時には当該報告書を添付するものとする。

### 2 事業成果の報告

戦略的輸出事業者は、原則として、事業終了年度の翌年度から起算して3年間、毎年度、事業の成果を「事業成果報告書」（様式5号）により作成し、7月末までに全米輸に報告するものとする。

また、設定した「本取組による輸出拡大目標」（様式1-1号の3）に対する事業成果について、その要因を分析するとともに、「輸出拡大目標」が達成されない場合は、全米輸の指導・助言を受けるなど、翌年度以降の取組成果に結びつくよう努めるものとする。

## 第10 支払通知の取消し等

1 全米輸は、次に掲げる場合には、農林水産省と協議の上、第8の7の（5）の「支払通知書」（様式3-3号）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）戦略的輸出事業者が、法令による処分若しくはこの要領等に基づく全米輸の指示等に違反した場合又は全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会定款第3条の目的を害する恐れがある場合

（2）戦略的輸出事業者が、補助金を本事業以外の目的・用途に使用した場合

（3）戦略的輸出事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合

（4）事業額の一部について、本事業の助成を受け、自己負担すべき残余分について、農林水産省による助成金を含む他の助成金で充当した場合

（5）事業計画承認後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 全米輸は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が支払われているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 全米輸は、1の（1）から（4）までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日まで



の期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 2の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、当該期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

## 第 11 財産の管理等

- 1 戦略的輸出事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業計画完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等の管理は、原則として、戦略的輸出事業者が行うこととする。  
ただし、戦略的輸出事業者が取得財産等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、全米輸が適当と認める者に、取得財産等目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。
- 3 取得財産等については、戦略的輸出事業者において「財産管理台帳」（様式 6 号）に記載・登録した上で、当該物品にシールを貼るなどして、本事業による購入物品である旨を明示するものとする。
- 4 取得財産等を処分することにより、収入がある又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を全米輸を通じて国に納付させることがある。
- 5 戦略的輸出事業者がコメ・コメ加工品の輸出拡大のため、販売先企業等に取得財産等を貸し付ける場合は、当該貸付けを受ける企業等も同様の管理を行うものとする。
- 6 取得財産等について国庫補助金で購入する場合は、本事業の趣旨に即して適切な運用を図らなければならない。不適切な運用を行った場合は、第 10 の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

## 第 12 財産処分の制限

- 1 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の規定により農林水産大臣が定める財産は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第 5 条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 戦略的輸出事業者は、処分制限期間において処分を制限された取得財産等を処

分（目的外使用、譲渡、交換、貸付又は担保提供を含む）しようとするときは、あらかじめ「取得財産等の処分承認申請書」（様式7号）により全米輸の承認を受けなければならない。

4 3の処分にあたっては、第11の4の規定を準用する。

### 第13 補助金の経理

- 1 戦略的輸出事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 戦略的輸出事業者は、前項の収入及び支出について規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、前項の帳簿とともに、補助事業終了の実施年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、処分制限期間を経過しないものがある場合にあつては、「財産管理台帳」（様式6号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

### 第14 その他

- 1 補助事業の実施により相当な収益が発生した場合には、当該収益を補助事業に係る経費から差し引いて、次のとおり補助金額を計算するものとする。

（「補助対象経費」－（「補助事業実施により発生した収入」－「補助事業実施に要した補助対象外経費」））×補助率

- 2 補助事業による成果物の使用管理については、正当な理由がある場合を除き、農林水産省の指導に従うものとする。
- 3 戦略的輸出事業者は、農林水産物・食品輸出支援プラットフォーム（在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員を主な構成員とし、輸出先国・地域において輸出事業者等を支援する枠組。以下「輸出支援PF」という。）が設置されている国・地域において事業を実施する場合は、当該輸出支援PFと連携するものとする。具体的には、全米輸は、事業計画の採択の後、事業の開始前に、当該輸出支援PFが設置されている国・地域において実施予定の事業の内容を当該輸出支援PFに共有するものとする。ただし、事業の円滑な実施等に支障が生じる恐れがあり戦略的輸出事業者が同意しない場合を除く。

【参考：<https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/>】

- 4 戦略的輸出事業者は、本事業の活用により支援を受けて行う取組のためのコメ・コメ加工品の輸出に当たり、輸出先国・地域の植物検疫や食品衛生に係る規制に関係する可能性のある問題が生じた場合には、全米輸及び農林水産省に対し、

速やかに報告を行うこととする。

また、本事業の活用により支援を受ける戦略的輸出事業者は、支援を受けることとなる取組の内容にかかわらず、上記問題が生じた場合には、全米輸及び農林水産省に対し、情報提供を行うこととする。

なお、当該報告及び情報提供を行ったことをもって、全米輸及び農林水産省が当該問題を解決することを約束するものではないことに留意すること。

- 5 事業の趣旨に鑑み、全米輸は戦略的輸出事業者の取組による成果等（ただし、本事業の活用により支援を受けた取組に限る）について、事前に関係者の了承を得た上で、対外的に公表する場合がある。
- 6 事業計画の審査結果の通知以降、災害その他事業開始時点では予期できない事態が生じ、輸出が困難になるなどやむを得ない状況となった場合を除き、事業の全部又は一部を廃止した場合は、今後、本事業の審査において、当該戦略的輸出事業者の評価が劣後する可能性がある。

別表 1

第1 事業内容	第2 補助対象経費の範囲	第3 補助率等
<p>コメ・コメ加工品輸出推進事業として、次の取組であって、新たな販路を開拓するものであり、かつ、戦略的輸出事業者が品目団体及び輸出支援P F（設置されている国・地域における取組の場合に限る。）と連携するものを実施する。</p> <p>戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地（産地）等が連携して取り組むコメ・コメ加工品の海外需要開拓及びプロモーションの推進 G F Pに登録している戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地（産地）等が連携して取り組むコメ・コメ加工品の海外需要開拓及びプロモーションを推進する。</p>	<p>旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、委託費、輸送費、機器・備品費、借上げ費並びにその他経費</p>	<p>定額（ただし、第2の機器・備品費及び借上げ費にあつては1/2以内） 事業における補助対象経費については、</p> <p>① 新たな販売先・用途等に係る取組：1事業計画当たり原則総額上限15百万円</p> <p>② 販売拡大等により一定以上の輸出を増加させる取組：1事業計画当たり原則総額上限7.5百万円</p>

## 別表 2

## 補助対象経費

費目	経費の内容等	注意点
旅費	<p>事業を実施するために戦略的輸出事業者が行う各種活動の実施に必要な国内出張及び海外出張に係る経費（交通費、宿泊費等）とする。</p> <p>既存の内規等に基づき、出張伺い、報告等を整理し、適正な経理処理を行うこと。内規等がない場合には、同地域における同業種・同規模の企業の運用を参考とし、ルールを策定する等合理的な運用を行うこと。</p> <p>また、必要最小限の人数で実施し、出張報告には、いつ、誰と、どこで、何をしたか記載したものを提出すること。</p> <p>なお、航空賃等については、安価なチケットの購入に努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道のグリーン車等、航空機のビジネスクラス等の使用は認めない。</li> <li>・ 本事業での日当は補助対象としない。</li> <li>・ 事業計画を超過する出張者の人数及び宿泊数は補助対象としない。</li> </ul>
謝金	<p>事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供等を行った外部専門家等に対する謝礼に必要な経費とする。</p> <p>各種検討会における有識者等専門家に対する謝金、海外における試食会や日本食品フェア等の際に依頼する調理専門家への謝金を含む。</p> <p>内規等がある場合は内規等に基づいた支払いを行うこと。内規等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・ 戦略的輸出事業者の代表者及び戦略的輸出事業者に従事する者に対する謝金は認めない。</li> </ul>

	<p>がない場合は、業務の内容に応じた常識の範囲を超えないことが妥当である旨説明できる資料を準備し、根拠に基づき単価を設定するものとする。</p> <p>事業計画書等を提出する際、設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、謝金単価の設定根拠となる資料の添付が必要となる（この設定する謝金単価によって、事業費を算出することとなる。）。</p> <p>謝金は源泉徴収（事業者において預かり金処理又は税務署に納付等）を行い、当該処理を示す資料を整理すること。</p>	
賃金	<p>事業を実施するために新たに発生する業務（資料整理・収集、販売促進補助、調査の補助等）を目的として、戦略的輸出事業者が新たに雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）とする。</p> <p>単価については、戦略的輸出事業者の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>事業計画書等を提出する際、設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料の添付が必要となる（この設定する賃金単価によって、事業費を算出することとな</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。</li> <li>・実働に応じた対価以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金、各種手当）は認めない。</li> <li>・賃金の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「人件費の適正化通知」という。）によるものとする。</li> <li>・戦略的輸出事業者の代表者及び戦略的輸出事業者に従事す</li> </ul>

	<p>る。)</p> <p>なお、戦略的輸出事業者の賃金支給規則等による場合であっても、第4の2において申請できない経費とされている経費については除外して申請する必要がある。</p> <p>契約書等により業務の内容を明らかにし、出勤簿、タイムカード等を整備すること。また、源泉徴収（事業者において預かり金処理又は税務署に納付等）の状況を明らかにした書類を整備すること。</p>	<p>る者に対する賃金は認めない。</p>
<p>使用料及び賃借料</p>	<p>事業を実施するために必要な会議室等の使用料、見本市等の小間借上げ料（見本市への出展経費、撤去費用等も含みます。）、冷蔵庫等の備品や自動車等の賃借料の支払いに要する経費とする。（本事業の実施に限らず使用できる汎用性の高い機器（パソコン、タブレット、携帯電話、Wi-Fi ルーター、プリンター、デジタルカメラ等）を除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用・賃借期間が1年未満と見込まれるものとする。なお、1年以上と見込まれるものについては、借上げ費とする。</li> <li>・戦略的輸出事業者が所有する会議室を使用する場合は、会場借料を支払うことは認めない。</li> </ul>
<p>役務費</p>	<p>事業を実施するために必要な、それだけでは本事業の成果とはなり得ない翻訳、通訳、設計、分析、試験、加工等を行うために必要な経費とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を排除した実費弁済の経費に限る。</li> </ul>
<p>印刷製本費</p>	<p>事業を実施するために必要なパンフレット等製品のPR資料、レシピ、アンケート用紙等の印刷、ポスターや報告書等の作成を行うために必要な経費とする。</p> <p>ブランドマークシールやラベル</p>	

	の作成・印刷に要する経費を含む。	
広告宣伝費	<p>事業を実施するために必要な試食会等の会場装飾費、産品PRのための広報媒体への広告等を行うために必要な経費とする。</p> <p>業界誌等への掲載費、車両・車内広告、パンフレット、DVDの作成等を行うための経費を含む。</p>	
消耗品費	<p>事業を実施するために必要な各種事務用品、試食用資材(紙皿、楊枝、調味料等)・包装資材等の消耗資材・用具、事業に用いるコメ・コメ加工品の原材料費、車両燃料等の購入に必要な経費とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品は物品受払簿で管理すること。</li> <li>・使用可能期間が1年未満と見込まれるものに限る。1年以上と見込まれるものは備品費とする。</li> </ul>
委託費	<p>本事業の交付目的たる事業の一部(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者(応募団体が民間企業の場合、自社を含む。)に委託するために必要な経費とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の委託は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り行えるものとする。</li> <li>・民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を排除した実費弁済の経費に限る。</li> <li>・ただし、事業そのもの又は事業の実施に当たっての基本的な方針・戦略の決定に係る業務の委託は認めない。</li> </ul>
輸送費	<p>海外の展示会等で使用する原材料、販売促進用具、資料等の輸送に必要な経費とする。</p>	
機器・備品費	<p>事業を実施するために直接必要な機器・備品の経費とする。(本事業の実施に限らず使用できる汎用性の高い機器(パソコン、タブレット、携帯電話、Wi-Fiルーター、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以上継続して使用し、かつリース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</li> <li>・取得単価が50万円以上の備品については、見積書(原則3社</li> </ul>



	<p>プリンター、デジタルカメラ等)を除く。)</p>	<p>以上、該当する備品を1社しか扱っていない場合を除く。)やカタログ等を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐用年数が経過するまでは、善良な管理者の注意をもって当該機器・備品を管理する体制が整っていること。</li> <li>・当該機器・備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理に関する契約を締結すること。</li> <li>・コメの加工・調製等を行う機器については、耐用年数が経過するまでは、加工・調製等を行うコメの年ごとの全数量のうち50パーセント以上が日本産米であること。</li> </ul>
<p>借上げ費</p>	<p>事業を実施するために直接必要な物件、機器、備品の借上げ経費とする。</p> <p>(本事業の実施に限らず使用できる汎用性の高い機器(パソコン、タブレット、携帯電話、Wi-Fiルーター、プリンター、デジタルカメラ等)を除く。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以上継続して使用するものに限る。</li> <li>・リースを行う場合にあっては、リース料助成金の額は、次の算式①により算出するものとする。ただし、借り上げる機器等のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあっては、算式②によるものとする。</li> </ul> <p>算式①: 助成金の額 = リース価格(税抜き) × 1 / 2 以内</p> <p>算式②: 助成金の額 = リース価格(税抜き) × (リース期間 / 法定耐用年数) × 1 / 2 以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース期間中にやむを得ずリース契約を解約することにな</li> </ul>

		<p>った場合は、未経過期間に係る助成金の全部又は一部を国に返還するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コメの加工・調製等を行う機器については、リース期間中は、加工・調製等を行うコメの年ごとの全数量のうち 50 パーセント以上が日本産米であること。</li> </ul>
<p>その他経費</p>	<p>GLOBALG. A. P. や輸出先国・地域の各種基準の取得に係る経費、文献・資料等購入費、通信費（郵送費等）、送金手数料等の雑費など他の費目に該当しない経費で、事業を実施するために必要なものとする。</p>	

別表 3

見本市・商談会への出展等費用に係る「戦略的輸出事業者が行う海外市場開拓推進事業」による補助率等

対象見本市	対象経費	補助率等
(1) JETRO等が国（農林水産省、他省庁）の補助を受けて出展する国内外見本市、国内外商談会	ブース出展料	補助なし
	ブース出展料以外の経費（旅費、宿泊費、装飾、通訳等）	2分の1以内
(2) (1)以外の海外見本市・国内外商談会	ブース出展料	2分の1以内
	ブース出展料以外の経費（旅費、宿泊費、装飾、通訳等）	定額
(3) 国内見本市（輸出EXPO等）	ブース出展料	2分の1以内
	ブース出展料以外の経費（旅費、宿泊費、装飾、通訳等）	

(注) 1 JETRO等が他の国の補助事業により補助率が反映された出展料を設定している場合。ただし、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づく中小企業に該当しない企業の出展料が定価の場合は、当該企業には、出展料の差額（定価－補助率反映価）を補助する。

2 JETRO等が国（農林水産省、他省庁）の他の補助事業を受けて出展する国内外見本市、国内外商談会については、当該事業への申請事業者がこれらに出展申請を行いかつ落選の場合のみ、対象経費の補助率を2分の1以内とする。

なお、その際は証拠となる資料を提出した場合に限る。

別紙 1

コメ・コメ加工品輸出推進事業のうち「戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地（産地）等が連携して取り組むコメ・コメ加工品の海外需要開拓及びプロモーションの推進」に係る審査基準

審査項目（採点基準）及びポイントは以下のとおりとする。

これに基づき事業計画ごとに採点（ポイント化）し、ポイントの合計値の高い順から採択優先順位を決め、農林水産省と協議の上、事業計画を採択する。

審査項目		ポイント
前提	提出された申請書は、本様式で定める様式である。 （過去の様式で提出されていない。） ア 本要領の様式が使用されている。 イ 本要領で定める様式以外（過去に定めた様式等）が使用されている。	1 不採択
取組内容及び 実施方法	妥当性	① 対象品目及び実施国・地域において、現地のマーケットを踏まえたニーズを把握しているか。 ア 的確に把握している。 5 イ 概ね把握している。 3 ウ 把握していない。 不採択
		② 現地ニーズを踏まえた取組内容（プロモーション又は販売方法等）となっているか。 ア 大いに期待できる。 5 イ 概ね期待できる。 3 ウ 期待できない。 不採択
	独創性	③ 工夫を凝らした独創性のある取組になっているか。 ア 大いに工夫を凝らした取組である。 5 イ 概ね工夫を凝らした取組である。 3 ウ 工夫した取組になっていない。 0
	先進性	④ 輸出実績が上位の国・地域でない新たな海外需要開拓の取組になってい

		<p>るか。</p> <p>ア 2024 年の各品目の上位輸出実績（1月～12月）以外の国・地域である。</p> <p>イ ア以外。</p> <p>【参考データ：コメ・コメ加工品輸出実績】</p>	<p>5</p> <p>0</p>
		<p>⑤ 日系外への進出を図る新たな海外需要開拓の取組になっているか。</p> <p>ア これまで取引のない現地系（日系以外）の事業者である。</p> <p>イ （アジア以外で）これまで取引のないアジア系の事業者である。</p> <p>ウ ア・イ以外。</p>	<p>3</p> <p>1</p> <p>0</p>
	計画性	<p>⑥ 当該事業者において中・長期的な計画（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）第 37 条の規定に基づき、認定を受けた輸出事業計画（以下「認定輸出事業計画」という。）を含む。）を有し、当該計画に基づく取組となっているか。</p> <p>ア 計画的な取組となっている。</p> <p>イ 概ね計画的な取組となっている。</p> <p>ウ 計画的な取組となっていない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>0</p>
取組効果	波及効果	<p>⑦ 現地の他社等への進出を促すなどの波及効果が期待できるか。</p> <p>ア 大いに期待できる。</p> <p>イ 概ね期待できる。</p> <p>ウ 期待できない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>0</p>
		<p>⑧ 他の輸出事業者等の模範（モデル）となるような取組であるか。</p> <p>ア 大いに期待できる。</p> <p>イ 概ね期待できる。</p> <p>ウ 期待できない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>0</p>

経費配分	費用対効果	⑨ 輸出拡大目標の伸び額が、補助額よりも高く設定されているか。	
		ア より意欲的な目標となっている。	3
		イ 補助額より高い目標となっている。	1
		ウ 補助額以下の目標となっている。	不採択
加算的要素	過去の海外市場開拓推進事業の成果	⑩ 積算内容は、最小の経費で最大の効果を狙っているか。	
		ア 経費を絞り込んだ事業規模であり、かつ事業全体が効果的となっている。	5
		イ 概ね事業に見合った事業規模である。	3
		ウ ア・イ以外。	不採択
加算的要素	過去の海外市場開拓推進事業の成果	⑪ 当該事業者の過去の類似の取組の成果（目標達成率）	
		ア 100%以上	5
		イ 80%～100%未満又は新規取組	3
		ウ 60%～80%未満	1
		エ 60%未満	0
	産地との連携	⑫ 事業実施にあたって連携する産地は、戦略的輸出基地（産地）であるか。	
ア 該当する		2	
産地との連携	イ 該当しない。	0	
	⑬ 事業実施にあたって連携する産地は、認定輸出事業計画を有している又は輸出拡大実行戦略に基づく輸出産地リスト（以下「輸出産地リスト」という。）入りしているか。		
産地との連携	ア 当該産地は1,000トン以上の目標を掲げた認定輸出事業計画を有している。	5	
	イ 輸出産地リスト入りしている（アに該当する産地を除く。）。	3	

		ウ 当該産地は認定輸出事業計画を有している（ア又はイに該当する産地を除く。）。	1
		エ 該当しない。	0
		⑭ 当該事業者は、同一の認定輸出事業計画を有している産地、輸出産地リスト入りしている産地又は戦略的輸出基地（産地）と連携した直近3か年の継続的な輸出実績があるか。	
		ア 実績あり。	3
		イ 実績なし。	0
		⑮ 当該事業者は、連携する認定輸出事業計画を有している産地、輸出産地リスト入りしている産地又は戦略的輸出基地（産地）と令和6年産以降の複数年契約を結んでいるか。	
		ア 複数年契約を結んでいる。	3
		イ 複数年契約を結んでいない。	0
	オールジャパンの取組	⑯ 当該事業者は品目団体（全米輸）の会員となっているか。	
		ア 正会員	5
		イ 賛助会員	3
		ウ 会員ではない	0
		⑰ 当該事業者又は連携する産地はこれまでにコメ・コメ加工品の輸出拡大のためのオールジャパンでのプロモーション等に積極的に協力しているか。	
		ア 該当する。	3
		イ 該当しない。	0
	環境負荷低減事業活動の取組	⑱ 当該事業者又は連携する戦略的輸出基地（産地）等若しくはその構成員は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活	

		<p>動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に規定する環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画若しくは基盤確立事業実施計画の認定を受けている又は令和7年までに認定を受ける見込みがあるか。</p> <p>ア 認定を受けている又は令和7年までに認定を受ける見込みがある。</p> <p>イ 認定を受けておらず、かつ、令和7年までに認定を受ける見込みがない。</p>	<p>2</p> <p>0</p>
		<p>⑱ 当該事業者又は連携する戦略的輸出基地（産地）等若しくはその構成員の事業実施地域がみどりの食料システム法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部に含まれる、又は令和6年までに当該事業実施地域がその全部若しくは一部を含む特定区域の設定が見込まれるか。</p> <p>ア 含まれる又は令和7年までに設定される見込みがある。</p> <p>イ 含まれない、かつ、令和7年までに設定されない見込み。</p>	<p>2</p> <p>0</p>

(注) 上記審査基準の不採択の項目に一つでも該当がある場合、不採択とする。